■八王子市災害廃棄物処理計画【概要版】

<趣旨> 非常災害発生時に、市民の生活環境の保全及び衛生環境の悪化を防止するため、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理に資するための計画を策定

(都内)←

広域輸送

区施設

中間処理)

(循環組合)

(西秋川衛生組合)

(都)・埋立

区部-島嶼

→ (都外)

都外

自治体施設 (中間処理)

(中間処理

最終机分

自治体民間

資材利用先

八王子市資源循環部

技術管理班

し尿班

処理ブロック

机分班

処理困難物延

二次仮置場班

総務担当(計画·進行管理)

災害廃棄物処理担当

「み処理施設担当

(戸吹清掃工場)

※(多摩ニュータウン環境組合 構成市:本市 多摩市及が町田市

ごみ減量対策課)

(廃棄物対策課) (清掃施設整備課)

(ごみ総合相談センタ (環境保全課)

(戸吹清掃事業所) (館清掃事業所) (南大沢清掃事業所) (戸吹清掃工場) (北野清掃工場) (江多減量対策課) (清掃施設整備課) (廃棄物対策課)

処理実行本部長

処理実行本部会議

平時の担当部署等は

(資源循環部長

第1章 総論

1 目的

災害廃棄物の適正な処理体制を確保し、円滑かつ迅速に処理することにより、市民の生活環境の保全及び公 衆衛生上の支障を防止すること

2 計画の位置付け

「市ごみ処理基本計画」、「市地域防災計画」に基づき、「災害廃棄物対策指針」等を準拠し策定

3 計画の対象

- ・対象とする災害廃棄物:非常災害により発生した一般廃棄物
- ・対象業務:災害廃棄物の収集運搬、一時保管、中間処理及び最終処分

4 災害廃棄物対策の基本的な考え方

- (1) **処理基本方針**: 7つの基本方針(市民の生活環境の保全、早期処理の実現、市内処理の徹底、埋立 削減・再資源化の促進、市内雇用の創出、処理費削減努力、他機関との協力連携)
- (2) 災害廃棄物処理の基本的な事項(主な事項)
- ・仮設的な処理施設等の迅速な整備:原則、市有地に一次・二次仮置場を整備
- ・非常災害時のごみ処理施設:災害時における運転停止を回避、次の施設の強靭化対策整備
- ①戸吹清掃工場基幹的整備改良事業(平成31年10月稼動予定)
- ②新館清掃工場整備事業(平成34年度稼動予定)
- ・選別作業:搬出又は収集段階から選別を徹底(市民への事前広報の展開など)
- ・処理の優先順位:次に示す処理施設の所在地・処理の種類等による順位付



・大規模非常災害発生時の災害廃棄物処理:本市だけでなく多摩地域市町村でも処理が困難になった場合の 処理の流れを、処理フロー(右図)に示す。

散乱 仮がれき 置 運搬

運搬

民間施設 (中間処理)

(3) 各関係団体との連携体制構築

- ・多摩ニュータウン環境組合:構成団体と ともに災害廃棄物処理や人員派遣制度の 取決めを整理
- ・東京たま広域資源循環組合:次の事項を 構成団体等とともに今後取組を推進
- ①災害廃棄物の再資源・減量容量化
- ②災害廃棄物の共通ルール化
- ③地元住民等に対する説明
- •近隣市町村(東京都市町村清掃協議会• 三多摩清掃施設協議会):

次の事項を、協議会関係者等とともに 今後取組を推進

- 今後取組を推進 ①広域支援協定の災害時の対応追加
- ②多摩市町村共同の処理計画策定
- ・東京都環境局:次の事項を、協議会を通じて関係者等とともに今後取組を推進
- ①多摩市町村に対する災害廃棄物処理の技術支援を要請
- ②都外処理及び多摩市町村の共同処理を都への事務委託として都災害廃棄物処理計画へ位置付けを要請

近隣市町村

第2章 災害廃棄物対策

1 災害予防(被害抑止・被害軽減)

(1)組織体制と役割分担

非常災害に備えた平時の対策体制、災害発生時の処理実行体制を組織化(右図)、 具体的な役割分担を整理

(2) 関係団体との連携

関係団体と災害発生時における連携事項の整理。例:八王子市建設・廃棄物業界 団体と緊急対応(収集運搬、仮置場整備・運営など)に係る協定締結など

(3) 災害廃棄物対策マニュアル(初動対応含む。)

各担当課において、本処理計画の基本的な事項を反映した手順書を策定することを位置付け。初動対応に必要なマニュアルは、本処理計画と同様に体制職員が 携帯することなどを規定

2 初動期[発災後1ヵ月まで]

(1) 初動対応の命令(処理実行本部長)

処理実行体制本部の設置、初動対応の自動発令等を規定

(2) 一次仮置場整備方針

被災現場の近隣の市有地を、順次、一次仮置場として整備、被災者からの持込み一次仮置場の指定

- (3) 要処理量の暫定値の算定:1週間を目途に暫定値を算定
- (4) 災害廃棄物処理実行本部会議

実行本部の議題等を整理(①:暫定値による事業規模の把握、②処理方針の決定、③処理実行計画の決定)

(5) 処理方針:処理基本方針を具体化した処理方針の決定方法を規定。処理実行計画の策定判断基準を整理(下表)

災害廃棄物の発生状況 (策定主体)	処理実行計画 (本市)	共同処理実行計画 (市町村共同)	都処理実行計画 (東京都環境局)
市内で処理可能	_	_	_
多摩地域内で処理が可能	0	_	_
都内で処理可能	0	0	_
都外での処理が必要			0

- (6) 二次仮置場の整備方針:発災後2か月間で関係部局・周辺住民等との交渉、整備計画の策定
- 3 応急対応期[前半:約3ヵ月、後半:約1年]

処理実行計画の策定、その計画に基づく、災害査定の対応、計画の見直し、処理進行管理を規定

4 災害復旧・復興等

処理実行計画に基づく処理進行管理、二次仮置場の用地返還計画などを規定

5 災害廃棄物処理支援

他区市町村からの要請に基づく、災害廃棄物処理の支援について体制整備及び処理支援方法等を規定

第3章 処理計画の継続見直し、対策訓練

- (1) 処理計画の見直し: 定例会議の開催、マニュアルの更新・整備、臨時会議の開催等を規定
- (2) 処理計画に基づく、対策訓練:情報連絡訓練、図上訓練、連携訓練を規定

最後に

本処理計画は、本市の災害廃棄物処理に関する事項をまとめたものだが、災害廃棄物処理は市内だけで完結しないことが想定される。

今後、①共同処理体制の構築、②災害廃棄物の最終処分、③都内特別区(島嶼)、都外での災害廃棄物処理について、本市が構成団体となっている環境組合、循環組合、協議会に働きかけて検討を進め、災害発生時の災害廃棄物処理の実効性の担保を高めていく。

<問い合わせ先>

八王子市資源循環部清掃施設整備課 電話:042-620-7461 ファックス:042-626-4506